

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【2022年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、当事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

株式会社KKRキャピタル・マーケット

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

株式会社KKRキャピタル・マーケッツ

2. 登録年月日（登録番号）

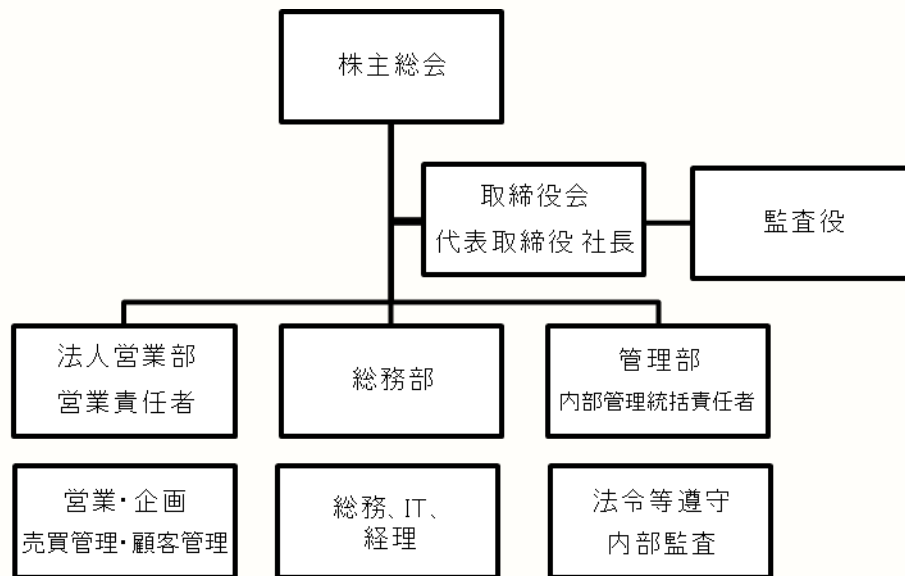
平成20年4月1日（関東財務局長（金商）第1797号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成19年9月14日	設立
平成20年4月1日	第二種金融商品取引業登録（関東財務局長（金商）第1797号）
平成27年1月19日	第一種金融商品取引業登録の変更登録
平成27年2月9日	日本証券業協会に加入

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. ケーケーアール・キャピタル・マーケッツ・ジャパン・ホールディングズ・エルエルシー（KKR Capital Markets Japan Holdings LLC）	2,200株	100.00%
計1名		100.00%

5. 役員の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	山下 剛	有	常勤
取締役	ウェイ・シン	無	非常勤
取締役	石原 沙奈恵	無	常勤
監査役	ジャクソン・イエ	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
石原沙奈恵	取締役兼管理部長

7. 業務の種別

- (1) 第一種金融商品取引業（法第 28 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、第 2 号、第 3 号イからハまで及び第 4 号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務）のうち以下の行為に係る業務
  - ① 有価証券（法第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 8 号乃至第 11 号、第 13 号及び第 17 号各号に定める有価証券並びに法第 2 条第 2 項柱書の有価証券表示権利をいう。本（1）において以下同じ。）の売買の媒介、売買の代理
  - ② 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (2) 第二種金融商品取引業（法第 28 条第 2 項）のうち以下の行為に係る業務
  - ① 有価証券（法第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる権利並びに法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利をいう。本（2）において以下同じ。）の売買の媒介、売買の代理
  - ② 有価証券の私募の取扱い
- (3) 金融商品取引業に付随する業務（法第 35 条第 1 項）

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

9. 他に行っている事業の種類

(1) 届出業務（法第 35 条第 2 項）

貸金業（金銭消費貸借契約の媒介）及び上記に附帯する一切の業務

(2) 承認業務（法第 35 条第 4 項）

該当なし

10. 法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号乃至第 9 号に掲げる事項のうち、当社が行う業務

有価証券関連業

11. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（本 11. において以下「FINMAC」という。）

(2) 業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業

FINMAC との間で特定第一種金融商品取引業務（法第 156 条の 38 第 2 項に規定する業務をいう。）に係る手続実施基本契約（同条第 13 項に規定する契約をいう。）を締結する措置

② 第二種金融商品取引業

FINMAC が法第 79 条の 12 において準用する法第 77 条第 1 項及び法第 79 条の 13 において準用する法第 77 条の 2 第 1 項の規定により行う苦情処理・紛争解決措置

12. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

金融商品取引業協会：日本証券業協会

認定投資者保護団体：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

13. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

当社は金融商品取引所の会員又は取引参加者となっていないことから、該当ありません。

14. 加入する投資者保護基金（法第 79 条の 49 第 4 項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

日本投資者保護基金

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

第一種及び第二種金融商品取引業の登録に基づき、引き続き有価証券の私募の取扱等の事業を遂行し、一定の成果をあげました。

### 2. 業務の状況を示す指標

#### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	第14期 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)	第15期 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)	第16期 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)
資本金	110	110	110
発行済株式の総数	2,200株	2,200株	2,200株
営業収益	1,024	3,936	3,083
(受入手数料)	1,024	3,936	3,083
((委託手数料))			
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料))	254	258	359
((その他の受入手数料))	770	3,677	2,724
(トレーディング損益)			
((株式等トレーディング損益))			
((債券等トレーディング損益))			
((その他のトレーディング損益))			
純営業収益	1,024	3,473	2,438
経常損益	568	3,476	2,436
当期純損益	458	2,318	1,709

#### (2) 有価証券引受・売買等の状況

##### ① 株券の売買高の推移

該当なし

##### ② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

	第14期 (令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)	第15期 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)	第16期 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

私募の取扱高	0	0	0
--------	---	---	---

- (3) その他業務（法第 35 条第 2 項各号に掲げる業務又は同条第 4 項の承認を受けた業務をいう。）の状況

(単位：百万円)

内 容	取 引 高		
	第 14 期 (令和2年1月1日か ら令和2年12月31日 まで)	第 15 期 (令和3年1月1日か ら令和3年12月31日 まで)	第 16 期 (令和4年1月1日から令 和4年12月31日まで)
貸金業（金銭消費貸 借契約の貸借の媒 介）	770	3,677	2,724

- (4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	第 14 期 (令和2年1月1日から令 和2年12月31日まで)	第 15 期 (令和3年1月1日から令 和3年12月31日まで)	第 16 期 (令和4年1月1日から令 和4年12月31日まで)
自己資本規制比率 (A/B×100)	3,171.2%	2,815.5%	908.7%
固定化されていない 自己資本 (A)	6,179	5,266	2,972
リスク相当額 (B)	194	187	327
市場リスク相当額			1
取引先リスク相当 額	75	80	177
基礎的リスク相当 額	119	107	148

- (5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	第 14 期 (令和2年1月1日から令 和2年12月31日まで)	第 15 期 (令和3年1月1日から令 和3年12月31日まで)	第 16 期 (令和4年1月1日から令 和4年12月31日まで)
使用人	10	11	14

(うち外務員)	(6)	(7)	(9)
---------	-----	-----	-----

### III. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年12月期	令和4年12月期
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	6,680	2,730
前払金		
前払費用	7	10
仮払法人税等		
仮払消費税等		
その他の流動資産		595
流動資産計	6,688	3,336
固定資産		
有形固定資産	0	0
建物		
器具備品	0	0
投資その他の資産	4	5
長期差入保証金	4	5
長期前払費用		
固定資産計	4	5
資産合計	6,693	3,341
(負債の部)		
流動負債		
預り金	45	73
その他の預り金	45	73
前受金	84	99
未払金	2	7
未払費用	6	4
未払法人税等	1,104	146
未払消費税等	169	
その他の流動負債		22
流動負債計	1,413	353
(純資産の部)		
株主資本	5,279	2,988

(注)	資本金	110	110
	利益剰余金	5,169	2,878
	利益準備金	27	27
	繰越利益剰余金	5,141	2,851
	純資産合計	5,279	2,988
	負債・純資産合計	6,693	3,341

1) 固定資産の減価償却の方法は、定額法であります。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和3年12月期	令和4年12月期
営業収益		
受入手数料	3,936	3,083
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	258	359
その他の受入手数料	3,677	2,724
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益		
債券等トレーディング損益		
その他のトレーディング損益		
金融収益		
営業収益計	3,936	3,083
金融費用		
純営業収益	3,936	3,083
販売費・一般管理費	462	645
取引関係費	15	50
人件費	333	496
不動産関係費	65	44
事務費	0	0
減価償却費	0	0
租税公課	0	0
貸倒引当金繰入れ		
その他	47	53
営業利益（又は営業損失）	3,473	2,438
営業外収益	3	0
営業外費用	0	1
経常利益（又は経常損失）	3,476	2,436
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	3,476	2,436
法人税、住民税及び事業税	1,158	727
当期純利益（又は当期純損失）	2,318	1,709

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	令和3年12月期	令和4年12月期



資本金	前期末残高	110	110
	当期変動額		
	当期末残高	110	110
利益剰余金	前期末残高	0	27
利益準備金	当期変動額	26	0
	当期末残高	27	27
繰越利益剰余金	前期末残高	6,850	5,141
	当期変動額	△ 4,026	△ 4,000
	当期純利益金額	2,318	1,709
	当期末残高	5,141	2,851
利益剰余金合計	前期末残高	6,851	5,169
	当期変動額	△ 1,681	△ 2,290
	当期末残高	5,169	2,878
株主資本合計	前期末残高	6,961	5,279
	当期変動額	△ 1,681	△ 2,290
	当期末残高	5,279	2,988
純資産の部合計	前期末残高	6,961	5,279
	当期変動額	△ 1,681	△ 2,290
	当期末残高	5,279	2,988

- (注) 1)当該事業年度の末日における発行済み株式の数は、2,200株であります。  
2)当該事業年度の末日における自己株式は、ありません。

#### (4) 注記事項

##### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法  
該当事項はありません。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
器具備品 3年～5年
- (3) 引当金の計上基準  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 繰延資産  
該当事項はありません。
- (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### 2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当なし

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益  
該当なし
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益  
該当なし
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

該当事項はありません。

#### IV. 管理の状況

##### 1. 内部管理の状況の概要

弊社における内部管理については組織規程に定めのあるとおり、内部管理統括責任者において業務を統括しております。

##### 2. 分別管理の状況

- (1) 法第 43 条の 2 の規定に基づく分別管理の状況  
該当なし
- (2) 法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況  
該当なし
- (3) 法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況  
該当なし

#### V. 連結子会社等の状況

該当事項はありません。

以 上